

「松江市空き家相談センター」相談の流れ

相談者が抱える「空き家に関する困りごと」

利活用不可能

老朽破損空き家を
処分したい

利活用可能

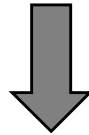
空き家を
売りたい

空き家を
貸したい

空き家を
管理したい

空き家を
修繕したい

相 談



相談窓口(空き家相談センター)

「空き家相談センター」から依頼を受けた
専門の「空き家アドバイザー」が基礎的調査を実施

- 現地状況確認（写真撮影含む）
- 登記情報（要約書、切図）
- 物件情報（位置、接道情報、法的建築制限）
- 相談者等ヒアリング

専門の「空き家アドバイザー」を中心としたチームで問題を解決

相続問題
の解決

解体業者
が分から
ない

売り方が
分からな
い

貸し方が
分からな
い

管理の委
託先が分
からない

修繕業者
が分から
ない

✓弁護士・
司法書士
を紹介

✓解体業者
を紹介

✓空き家
バンク
を紹介

✓空き家
バンク
を紹介

✓維持・管
理業者を
紹介

✓修繕業者
を紹介

空き家アドバイザーが対応報告書を提出

報 告

相談者



※相談は無料。

ただし、調査の中で登記事項証明書などを
取得する場合は、実費での負担が必要。

【お問合せ・相談窓口】

一般財団法人 島根県建築住宅センター

☎0852-33-7502

相談時間：月～金 9:00～17:00

（祝日・年末年始を除く）